

登園自粛及び休園要請中の主食費及び副食費の返金及び減免対応の有無

	市町村名	公立保育所		公立こども園			
		主食費	副食費	1号認定		2号・3号認定	
				主食費	副食費	主食費	副食費
北摂	高槻市	有	有	有	有	有	有
	茨木市	有	有	無	無	有	有
	摂津市	有	有	無	無	有	有
	吹田市	有	有	有	有	有	有
	豊中市	無	無	有	有	有	有
	箕面市	有	有	無	無	有	有
	池田市	有	有	有	有	有	有
	島本町	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
北大阪	枚方市	有	有	無	無	無	無
	寝屋川市	有	有	無	無	無	無
	交野市	該当施設なし	該当施設なし	有	有	有	有
	守口市	該当施設なし	該当施設なし	有	有	有	有
	門真市	有	無	有	有	有	有
	四條畷市	有	有	有	有	有	有
	大東市	有	その他	無	無	無	無
	東大阪市	無	無	無	無	無	無
南大阪	八尾市	有	有	有	有	有	有
	柏原市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	藤井寺市	無	有	無	無	無	無
	松原市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	羽曳野市	有	有	無	無	有	有
	富田林市	有	有	無	無	有	有
	河内長野市	該当施設なし	該当施設なし	有	有	有	有
	大阪狭山市	無	有	無	有	無	有
泉州	太子町	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	河南町	該当施設なし	該当施設なし	有	無	有	無
	千早赤阪村	無	無	無	無	無	無
	高石市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	泉大津市	有	有	無	無	有	有
	和泉市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	岸和田市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	貝塚市	無	無	無	有	無	有
大阪府	泉佐野市	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない
	泉南市	有	有	有	有	有	有
	忠岡町	無	無	無	無	無	無
	熊取町	主食費を徴収していない	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	田尻町	無	無	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	阪南市	有	有	無	無	無	無
	岬町	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	堺市	該当施設なし	該当施設なし	有	有	有	有
大阪市	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	

※能勢町は、公立保育所の主食費・副食費について、登園自粛要請の有無に係らず、
 平時から町施策として減免しています。

※守口市は、公立こども園(1・2・3号認定)副食費、民間保育所 副食費、
 民間こども園(1・2・3号認定)副食費について、市独自で補助を実施しています。

※大東市は、公立保育所 副食費、民間保育所 副食費、民間こども園(1・2・3号認定)副食費について、
 令和2年4月1日より、すべての3歳以上児に係る副食費の保護者負担を0円とする政策を実施しています。

※泉佐野市は、公立保育所 主食費・副食費、公立こども園(1・2・3号認定)主食費・副食費、
 民間保育所 主食費・副食費、民間こども園(1・2・3号認定)主食費・副食費について、
 全て緊急事態宣言に係らず、泉佐野市の保護者から、主食費・副食費は徴収していません。

	市町村名	民間保育所		民間こども園			
		主食費	副食費	1号認定		2号・3号認定	
				主食費	副食費	主食費	副食費
北摂	高槻市	有	有	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	有	有
	茨木市	各施設に判断を一任	有	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	有
	摂津市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	吹田市	有	有	有	有	有	有
	豊中市	有	有	有	有	有	有
	箕面市	有	有	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	有	有
	池田市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	島本町	有	有	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
豊能町	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	
能勢町	該当施設なし	該当施設なし	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	
北大阪	枚方市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	寝屋川市	有	有	有	有	有	有
	交野市	該当施設なし	該当施設なし	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	守口市	各施設に判断を一任	その他	各施設に判断を一任	その他	各施設に判断を一任	その他
	門真市	各施設に判断を一任	無	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	無
	四條畷市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
大東市	各施設に判断を一任	その他	各施設に判断を一任	その他	各施設に判断を一任	その他	
河内	東大阪市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	八尾市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
南大阪	柏原市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	藤井寺市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	松原市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	羽曳野市	有	有	有	有	有	有
	富田林市	有	有	有	有	有	有
	河内長野市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	大阪狭山市	無	有	無	有	無	有
	太子町	各施設に判断を一任	有	各施設に判断を一任	有	各施設に判断を一任	有
河南町	該当施設なし	該当施設なし	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	
千早赤阪村	無	無	無	無	無	無	
泉州	高石市	該当施設なし	該当施設なし	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	泉大津市	無	無	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	有	有
	和泉市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	岸和田市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	貝塚市	無	各施設に判断を一任	無	各施設に判断を一任	無	各施設に判断を一任
	泉佐野市	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない	主食費を徴収していない	副食費を徴収していない
	泉南市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任
	忠岡町	無	無	無	無	無	無
	熊取町	主食費を徴収していない	有	無	有	主食費を徴収していない	有
	田尻町	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし
	阪南市	無	無	有	有	有	有
岬町	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	該当施設なし	
堺市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	
大阪市	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	各施設に判断を一任	